特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	寝屋川市　予防接種に関する履歴等の管理に関する事務に係る重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
寝屋川市は予防接種に関する履歴等の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
寝屋川市長

公表日
令和8年1月19日

［令和7年5月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寝屋川市　予防接種に関する履歴等の管理に関する事務
②事務の内容	予防接種の対象者を抽出し、予診票の発行歴を管理する。 接種歴の取り込み処理を行い、接種記録を管理する。 接種証明書の発行を行う。 予防接種依頼書の発行を行う。 予防接種の一部負担金免除に係る接種券の発行を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま保管する。 ・ワクチン接種記録システム（VRS）において、論理的に区分された本市の領域において保管する。 ※ワクチン接種記録システム（VRS）の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム（VRS）にアクセスすることはできない。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	①予防接種対象者の抽出 ②予診票の発行 ③予診票送付履歴の照会 ④予防接種履歴の照会 ⑤勧奨通知発送用未接種者抽出 ⑥各種帳票の出力 ⑦予防接種履歴のエラーチェック及び登録（手入力・パンチデータ取り込み） ⑧委託料の計算処理 ⑨国などに報告する数値の算出 ⑩統計分析機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバ
②システムの機能	①宛名管理機能 　既存住基システムから住登者データ及び住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名データベース（統合宛名DB）に反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能 　個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能 　個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求及び取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は、住基GWへ送信する。 ④情報提供機能 　各業務で管理している番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能 　中間サーバに他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示又は各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（自治体中間サーバ、既存業務システム　）

	「○」その他（自治体中間サーバー、既存業務システム

システム3	
①システムの名称	自治体中間サーバ
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひも付け、当該情報を保管及び管理する機能 ②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能 ④既存システム接続機能 番号連携サーバとの間で、情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能 ⑦データ送受信機能 情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 ⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能 ⑨職員認証・権限管理機能 利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能 ⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等　[ ] 税務システム [○] その他　（ 団体内統合利用番号連携サーバ ）

システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム（VRS）
②システムの機能	・令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま保管 ・ワクチン接種記録システム（VRS）において、論理的に区分された本市の領域において保管 ※ワクチン接種記録システム（VRS）の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム（VRS）にアクセスすることはできない。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等　[ ] 税務システム [ ] その他　（ ）

システム6～10
システム11～15
システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表14の項 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の5の項 番号法第19条第6号（委託先への提供）
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表14の項 ②番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の25、27、28、29の項、第27条、第29条、第30条、第31条 【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表14の項 ②番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の25、26の項、第27条、第28条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	ア　対象者が成人 　健康部健康づくり推進課 イ　対象者が子ども 　こども部子育て支援課 ウ　新型コロナウイルスワクチン接種 　健康部健康づくり推進課
②所属長の役職名	ア　健康づくり推進課長 イ　子育て支援課長 ウ　健康づくり推進課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		予防接種法に基づく接種対象者
	その必要性	予防接種の接種履歴等を適切に管理し、接種回数等の把握を行う。
④記録される項目		[　10項目以上50項目未満　]　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[○] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　（　接種回数、接種日　）
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報：予防接種対象者を特定するために保有 ・4情報、その他住民票関係情報：予防接種対象者の特定及び未接種者への接種勧奨に使用するため に保有 ・連絡先：予防接種に係る緊急連絡のために保有 ・健康・医療関係情報、その他：接種記録の管理のために保有
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月15日
⑥事務担当部署		ア　対象者が成人 健康部健康づくり推進課 イ　対象者が子ども こども部子育て支援課 ウ　新型コロナウイルスワクチン接種 健康部健康づくり推進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ ） [ ] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） [○] 民間事業者 （ ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他 （ ）
③使用目的 ※		予防接種対象者を特定し、接種記録の作成、管理を行い、情報提供する。
④使用の主体	使用部署	ア 対象者が成人 健康部健康づくり推進課 イ 対象者がこども こども部子育て支援課 ウ 新型コロナウイルスワクチン接種（対象年齢制限有） 健康部健康づくり推進課
	使用者数	[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		＜予防接種対象者の管理に関する事務＞ ・予防接種事業対象者の登録や接種通知の出力等を行う。 ＜接種情報の管理に関する事務＞ ・接種情報、予診情報の登録、済証や接種台帳など接種結果情報の登録や出力等を行う。
	情報の突合	・予防接種実施医療機関から提出された予診票に記載されている予防接種を受けた者の情報と、健康情報管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、予防接種を受けた者を正確に把握する。 ・本市が実施する予防接種に起因する健康被害救済の給付について、支給を受ける者が請求する際の手続きに関して、本人から提出された予防接種健康被害救済の申請情報と、健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、対象者を正確に把握する。
⑥使用開始日		平成28年1月15日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 2 ） 件
委託事項1		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社ミラボ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		健康管理システムの運用保守
①委託内容		システム運用保守
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		㈱両備システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 2 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項
②提供先における用途	予防接種事務
③提供する情報	予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別、実施年月日、予防接種の種類、接種液の接種量、接種液の製造番号その他当該接種液を識別することができる事項、予防接種を受けた者の個人番号、その他予防接種に関する事項
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて提供の求めがある都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項
②提供先における用途	予防接種事務
③提供する情報	予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別、実施年月日、予防接種の種類、接種液の接種量、接種液の製造番号その他当該接種液を識別することができる事項、予防接種を受けた者の個人番号、その他予防接種に関する事項
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて提供の求めがある都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　　] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所　※	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

7. 備考

＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞・クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。
※ワクチン接種記録システム（VRS）の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム（VRS）にアクセスすることはできない。

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

■識別情報及び連絡先等情報
1. 個人番号　2. 統合宛名番号　3. 宛名番号　4. 世帯番号　5. 氏名　6. 生年月日　7. 性別　8. 続柄　9. 現住所　10. 住所ｺｰﾄﾞ　11. 地区担当保健師　12. 学区　13. 電話番号　15. 住民になった日　16. 住民になった異動日　17. 住民になった届出年月日　18. 住民でなくなった事由　19. 住民でなくなった異動日　20. 住民でなくなった届出日　21. 住定事由　22. 住定年月日　23. 住定届出年月日　24. 住民区分　25. 外国人判定　26. 国籍　27. 通称名情報　28. 個人特記情報　29. DVフラグ

■業務関係情報＜乳幼児等接種情報＞
1.接種ｺｰﾄﾞ　2.接種回数　3.接種・予診日　4.年度　5.接種判定　6.混合接種　何種　7.実施医療機関　8.調定日　9.ﾛｯﾄﾅﾝﾊﾞｰ　10.所属　11.B型肝炎種類　12.接種量　13.特記事項　14.受付日（入力委託調定日）　15.B型肝炎種類（ﾋﾞｰﾑｹﾞﾝ）　16.B型肝炎（へ0.25）　17.B型肝炎（へ0.5）　18.日本脳炎特例以外　19.日本脳炎特例以外　20.日本脳炎特例　21.未接種理由　22.年度末年齢　23.接種日年齢　24.肺炎球菌種類

■業務関係情報＜高齢者等接種情報＞
1.西暦年度　2.接種日　3.接種判定　4.実施医療機関　5.調定日　6.ﾛｯﾄﾅﾝﾊﾞｰ　7.受付日　8.自己負担有無　9.成人用肺炎球菌フラグ　10.高齢者肺炎球菌フラグ　11.年度末年齢　12.接種日年齢　13.特記事項　14.接種量

＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞
・個人番号
・宛名番号
・自治体コード
・接種券番号
・属性情報（氏名、生年月日、性別）
・接種状況（実施／未実施）
・接種回
・接種日
・ワクチンメーカー
・ロット番号
・ワクチン種類（※）
・製品名（※）
・旅券関係情報（旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号）（※）
・証明書ID（※）
・証明書発行年月日（※）

※　新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）

1．特定個人情報ファイル名		
予防接種ファイル		
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク:　目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・予防接種事業対象者からの特定個人情報の入手については、予診票等や窓口での聞き取りなどによ り、本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ・予診票等の本人情報を記載する用紙については、必要項目以外は記載できない様式になっている。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜入手した特定個人情報が不正確であるリスク＞ リスクに対する措置の内容 ・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保する。 ＜入手した特定個人情報が漏えい・紛失するリスク＞ リスクに対する措置の内容 ・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた場所に保管し、施錠管理を行う。 ・特定個人情報を記録した電子データの取り込みに記録媒体を使用する場合は、定められた職員のみが作業し、作業が完了した後は速やかに記録媒体から電子データを消去する。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。		

３．特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報を閲覧できる者はセキュリティ設定により制限されている。 ・アクセスログを取得しており、必要に応じて解析等できるようにしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	・担当課長又は担当係長の承認を得て、利用する職員のIDに操作権限を割り当てている。	
その他の措置の内容	・一定時間操作がない場合、自動的にログアウトするよう設定されている。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザ ID を失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID（以下「共用ID」という。）を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員について、異動／退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザ ID やアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。 ※ワクチン接種記録システム（VRS）の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム（VRS）にアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1) 定めている　　2) 定めていない
規定の内容	・厳重な保管、第三者への提供・開示・漏えいの禁止、目的外利用の禁止、無断複写等の禁止、契約終了後の返還・廃棄・消去、セキュリティ事故発生時の報告、安全管理体制の報告、再委託の制限、損害賠償義務等	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　　4) 再委託していない
具体的な方法	通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　　[　　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜番号連携サーバのソフトウェアにおける措置＞ ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施し、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 ＜番号連携サーバの運用における措置＞ ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜番号連携サーバのソフトウェアにおける措置＞ ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施し、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 ＜番号連携サーバの運用における措置＞ ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	・特定個人情報ファイルを含む健康管理システム全体のバックアップは毎日実施しており、サーバーについているRDXメディアに保存されている ＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセス防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
〇物理的対策
①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
〇技術的対策
①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。
④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

8. 監査		
実施の有無		[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	・関係職員（任期付、会計年度職員を含む）に対し、特定個人情報に関する研修を実施している。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。

10. その他のリスク対策
＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部総務課 〒572－8555　大阪府寝屋川市本町１－１　072-825-2195
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	－
④個人情報ファイル簿への不記載等	－
2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	こども部子育て支援課 〒572－8533　大阪府寝屋川市池田西町28番22号　072-838-0374 健康部健康づくり推進課 〒572－0831　大阪府寝屋川市池田西町28番22号　072-812-2002
②対応方法	問合せ時に問合せ受付票を起票し、打合せに対する対応について記録を残す。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年1月19日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

（別添2）変更箇所

変更箇所	変更前の記載	変更後の記載	変更内容	理由概要	審査会等における意見
別紙2(P7)	第1章 一般事項 1.1.1.1.1 ハードウェア構成 1.1.1.1.1.1 ハードウェア構成 1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成 1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成図	現在作成予定	現在作成予定	事後	
別紙2(P8)	第1章 一般事項 1.1.1.1.1.1.1.2 ハードウェア全体構成の説明	現在作成予定(10月末)	現在作成予定(10月末)	事後	
別紙2(P9)	第1章 一般事項 1.1.1.1.1.1.1.3 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.1 ハードウェア全体構成の説明	別添 参照	1章別ドキュメントの別添参照で未作成箇所のみ文言修正	事後	
別紙2(P10)	第1章 一般事項 1.1.1.1.1.1.1.3.2 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 ハードウェア全体構成の説明 1.1.1.1.1.1.1.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1

1908-0101-01	高速でウィルス感染開発	〈事例〉IOTやウェブ入出録通信等に関し予期無い新手法開発！ 〈Case〉Unexpected new method for IOT and web-connected devices!	〈事例〉IOTやウェブ入出録通信等に関し予期無い新手法開発！ 〈Case〉Unexpected new method for IOT and web-connected devices!	事業	
1908-0101-02	第（1）1/2項第（1）号 特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項	当市における特定個人情報ファイルの取扱事項は、以下のとおりです。 1.市入出録管理システムにおける取扱事項 (1)市入出録管理システムにおける取扱事項 ①市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ア.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 イ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ウ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 エ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 オ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 カ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 キ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ク.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ケ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 コ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 サ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 シ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ス.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 セ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ソ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 タ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 チ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ツ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 テ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ト.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ナ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ニ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヌ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ネ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ノ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ハ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヒ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 フ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヘ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ホ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 マ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ミ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ム.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 メ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 モ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヤ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ユ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヨ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ラ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 リ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ル.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 レ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ロ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ワ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヲ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ン.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 (2)市入出録管理システムにおける取扱事項 ①市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ア.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 イ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ウ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 エ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 オ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 カ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 キ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ク.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ケ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 コ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 サ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 シ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ス.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 セ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ソ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 タ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 チ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ツ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 テ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ト.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ナ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ニ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヌ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ネ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ノ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ハ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヒ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 フ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヘ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ホ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 マ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ミ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ム.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 メ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 モ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヤ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ユ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヨ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ラ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 リ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ル.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 レ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ロ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ワ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヲ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ン.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。	事業	
1908-0101-03	第（1）1/2項第（1）号 特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項	当市における特定個人情報ファイルの取扱事項は、以下のとおりです。 1.市入出録管理システムにおける取扱事項 (1)市入出録管理システムにおける取扱事項 ①市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ア.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 イ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ウ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 エ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 オ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 カ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 キ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ク.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ケ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 コ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 サ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 シ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ス.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 セ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ソ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 タ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 チ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ツ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 テ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ト.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ナ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ニ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヌ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ネ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ノ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ハ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヒ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 フ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヘ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ホ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 マ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ミ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ム.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 メ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 モ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヤ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ユ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヨ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ラ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 リ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ル.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 レ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ロ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ワ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヲ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ン.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。	事業	
1908-0101-04	第（1）1/2項第（1）号 特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項	当市における特定個人情報ファイルの取扱事項は、以下のとおりです。 1.市入出録管理システムにおける取扱事項 (1)市入出録管理システムにおける取扱事項 ①市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ア.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 イ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ウ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 エ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 オ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 カ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 キ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ク.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ケ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 コ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 サ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 シ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ス.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 セ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ソ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 タ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 チ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ツ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 テ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ト.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ナ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ニ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヌ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ネ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ノ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ハ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヒ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 フ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヘ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ホ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 マ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ミ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ム.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 メ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 モ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヤ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ユ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヨ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ラ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 リ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ル.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 レ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ロ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ワ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヲ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ン.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。	事業	
1908-0101-05	第（1）1/2項第（1）号 特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項	当市における特定個人情報ファイルの取扱事項は、以下のとおりです。 1.市入出録管理システムにおける取扱事項 (1)市入出録管理システムにおける取扱事項 ①市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ア.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 イ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ウ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 エ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 オ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 カ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 キ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ク.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ケ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 コ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 サ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 シ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ス.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 セ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ソ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 タ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 チ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ツ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 テ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ト.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ナ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ニ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヌ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ネ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ノ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ハ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヒ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 フ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヘ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ホ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 マ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ミ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ム.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 メ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 モ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヤ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ユ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヨ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ラ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 リ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ル.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 レ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ロ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ワ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ヲ.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。 ン.市入出録管理システムにおける取扱事項 市入出録管理システムにおける取扱事項は、以下のとおりです。	事業	
1908-0101-06	第（1）1/2項第（1）号 特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項	①入出録管理システムにおける取扱事項 ア.入出録管理システムにおける取扱事項 イ.入出録管理システムにおける取扱事項 ウ.入出録管理システムにおける取扱事項 エ.入出録管理システムにおける取扱事項 オ.入出録管理システムにおける取扱事項 カ.入出録管理システムにおける取扱事項 キ.入出録管理システムにおける取扱事項 ク.入出録管理システムにおける取扱事項 ケ.入出録管理システムにおける取扱事項 コ.入出録管理システムにおける取扱事項 サ.入出録管理システムにおける取扱事項 シ.入出録管理システムにおける取扱事項 ス.入出録管理システムにおける取扱事項 セ.入出録管理システムにおける取扱事項 ソ.入出録管理システムにおける取扱事項 タ.入出録管理システムにおける取扱事項 チ.入出録管理システムにおける取扱事項 ツ.入出録管理システムにおける取扱事項 テ.入出録管理システムにおける取扱事項 ト.入出録管理システムにおける取扱事項 ナ.入出録管理システムにおける取扱事項 ニ.入出録管理システムにおける取扱事項 ヌ.入出録管理システムにおける取扱事項 ネ.入出録管理システムにおける取扱事項 ノ.入出録管理システムにおける取扱事項 ハ.入出録管理システムにおける取扱事項 ヒ.入出録管理システムにおける取扱事項 フ.入出録管理システムにおける取扱事項 ヘ.入出録管理システムにおける取扱事項 ホ.入出録管理システムにおける取扱事項 マ.入出録管理システムにおける取扱事項 ミ.入出録管理システムにおける取扱事項 ム.入出録管理システムにおける取扱事項 メ.入出録管理システムにおける取扱事項 モ.入出録管理システムにおける取扱事項 ヤ.入出録管理システムにおける取扱事項 ユ.入出録管理システムにおける取扱事項 ヨ.入出録管理システムにおける取扱事項 ラ.入出録管理システムにおける取扱事項 リ.入出録管理システムにおける取扱事項 ル.入出録管理システムにおける取扱事項 レ.入出録管理システムにおける取扱事項 ロ.入出録管理システムにおける取扱事項 ワ.入出録管理システムにおける取扱事項 ヲ.入出録管理システムにおける取扱事項 ン.入出録管理システムにおける取扱事項	事業	
1908-0101-07	第（1）1/2項第（1）号 特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項	①入出録管理システムにおける取扱事項 ア.入出録管理システムにおける取扱事項 イ.入出録管理システムにおける取扱事項 ウ.入出録管理システムにおける取扱事項 エ.入出録管理システムにおける取扱事項 オ.入出録管理システムにおける取扱事項 カ.入出録管理システムにおける取扱事項 キ.入出録管理システムにおける取扱事項 ク.入出録管理システムにおける取扱事項 ケ.入出録管理システムにおける取扱事項 コ.入出録管理システムにおける取扱事項 サ.入出録管理システムにおける取扱事項 シ.入出録管理システムにおける取扱事項 ス.入出録管理システムにおける取扱事項 セ.入出録管理システムにおける取扱事項 ソ.入出録管理システムにおける取扱事項 タ.入出録管理システムにおける取扱事項 チ.入出録管理システムにおける取扱事項 ツ.入出録管理システムにおける取扱事項 テ.入出録管理システムにおける取扱事項 ト.入出録管理システムにおける取扱事項 ナ.入出録管理システムにおける取扱事項 ニ.入出録管理システムにおける取扱事項 ヌ.入出録管理システムにおける取扱事項 ネ.入出録管理システムにおける取扱事項 ノ.入出録管理システムにおける取扱事項 ハ.入出録管理システムにおける取扱事項 ヒ.入出録管理システムにおける取扱事項 フ.入出録管理システムにおける取扱事項 ヘ.入出録管理システムにおける取扱事項 ホ.入出録管理システムにおける取扱事項 マ.入出録管理システムにおける取扱事項 ミ.入出録管理システムにおける取扱事項 ム.入出録管理システムにおける取扱事項 メ.入出録管理システムにおける取扱事項 モ.入出録管理システムにおける取扱事項 ヤ.入出録管理システムにおける取扱事項 ユ.入出録管理システムにおける取扱事項 ヨ.入出録管理システムにおける取扱事項 ラ.入出録管理システムにおける取扱事項 リ.入出録管理システムにおける取扱事項 ル.入出録管理システムにおける取扱事項 レ.入出録管理システムにおける取扱事項 ロ.入出録管理システムにおける取扱事項 ワ.入出録管理システムにおける取扱事項 ヲ.入出録管理システムにおける取扱事項 ン.入出録管理システムにおける取扱事項	事業	
1908-0101-08	第（1）1/2項第（1）号 特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項	①入出録管理システムにおける取扱事項 ア.入出録管理システムにおける取扱事項 イ.入出録管理システムにおける取扱事項 ウ.入出録管理システムにおける取扱事項 エ.入出録管理システムにおける取扱事項 オ.入出録管理システムにおける取扱事項 カ.入出録管理システムにおける取扱事項 キ.入出録管理システムにおける取扱事項 ク.入出録管理システムにおける取扱事項 ケ.入出録管理システムにおける取扱事項 コ.入出録管理システムにおける取扱事項 サ.入出録管理システムにおける取扱事項 シ.入出録管理システムにおける取扱事項 ス.入出録管理システムにおける取扱事項 セ.入出録管理システムにおける取扱事項 ソ.入出録管理システムにおける取扱事項 タ.入出録管理システムにおける取扱事項 チ.入出録管理システムにおける取扱事項 ツ.入出録管理システムにおける取扱事項 テ.入出録管理システムにおける取扱事項 ト.入出録管理システムにおける取扱事項 ナ.入出録管理システムにおける取扱事項 ニ.入出録管理システムにおける取扱事項 ヌ.入出録管理システムにおける取扱事項 ネ.入出録管理システムにおける取扱事項 ノ.入出録管理システムにおける取扱事項 ハ.入出録管理システムにおける取扱事項 ヒ.入出録管理システムにおける取扱事項 フ.入出録管理システムにおける取扱事項 ヘ.入出録管理システムにおける取扱事項 ホ.入出録管理システムにおける取扱事項 マ.入出録管理システムにおける取扱事項 ミ.入出録管理システムにおける取扱事項 ム.入出録管理システムにおける取扱事項 メ.入出録管理システムにおける取扱事項 モ.入出録管理システムにおける取扱事項 ヤ.入出録管理システムにおける取扱事項 ユ.入出録管理システムにおける取扱事項 ヨ.入出録管理システムにおける取扱事項 ラ.入出録管理システムにおける取扱事項 リ.入出録管理システムにおける取扱事項 ル.入出録管理システムにおける取扱事項 レ.入出録管理システムにおける取扱事項 ロ.入出録管理システムにおける取扱事項 ワ.入出録管理システムにおける取扱事項 ヲ.入出録管理システムにおける取

令和7年度	【 自治情報システム 】 自治情報システム運用業務	【自治情報システム運用業務】 【業務内容】 ・自治情報システム運用業務（ヘルプデスク、情報提供、保守業務・分析、関連分析業務、ICT利活用推進業務、情報政策調査・分析業務） 【 自治情報システムの調査分析に係る予算編成業務 】 【業務実施の根拠法令】 地方自治法第138条 【 自治情報システムの調査分析に係る予算編成業務 】 【 自治情報システムの調査分析に係る予算編成業務 】 【業務実施の根拠法令】 地方自治法第138条	【 自治情報システムの調査分析に係る予算編成業務 】 【 自治情報システムの調査分析に係る予算編成業務 】 【 自治情報システムの調査分析に係る予算編成業務 】